

# 令和3年第3回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月22日(月) 午後4時00分から午後4時50分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (11人)  

11番 水谷 茂樹 (会 長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	<del>3番 北清 裕邦</del>
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光
4. 欠席委員 ( 1人) 3番 北清 裕邦
5. 議事日程  

第 1 会議録署名委員の選出	澤田 正人 藤崎 正雄
第 2 会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第 3 農政報告	参 与 細川課長
第 4 会務報告	事務局 南 局長
第 5 議事参与の制限	あり
第 6 報告第3号	農業者年金 (旧制度・経営移譲年金) 裁定請求の進達について
第 7 報告第4号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 8 報告第5号	農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について
第 9 議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて
6. 農業委員会事務局職員  
南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事
7. 参与  
細川直洋産業課長

事務局長（南）	<p>只今から、令和3年第3回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、北清委員がJAの本所で理事会があり遅れて来る予定です。</p> <p>ここで、人事異動がありこの会議に参加として南波課長が出席します。南波課長がこの後、諸用がありますのでここで挨拶を頂きたいと思います。</p>
南波課長	<p>4月1日付けの人事で産業課の方に異動することになりました。</p> <p>私は、産業課長と言うことでありますので、その方面で皆様方に色々お力添えを頂きたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>今日、別件がありまして夜のお誘いを頂いたのですが、出席できませんので、また次の機会にお願いしたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。</p>
事務局長	<p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長（水谷）	<p>皆さん農作業で顔が少し濃くなりました。</p> <p>どうか1年間無事に営農を終了できるように健康に気を付けて下さい。</p> <p>今回の総会は、既にいつもと違う雰囲気でありますけれども、例年3月職員が入れ替わる直前時期ということで、今年もこの顔ぶれでは最後の総会となります。どうぞ宜しくお願い申し上げます</p>
議 長（会長）	<p>これより令和3年 第3回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 澤田委員・藤崎委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 細川産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与（細川）	<p>農政報告と言うことで3点ほど申しあげます。</p>

先週議会が終わりまして、新年度予算が成立しました。

目玉事業と言うことで、令和3年度におきましては、新規就農予定者の研修される方の住宅を建設すると言うことで予算を計上しております。

大体4,600万円程度の事業費で、建設場所は、温泉の裏の実習生が入っているウエルカル言う向かいに2LDKを建設すると言うことで計画しております。

今まで新規就農フェアとか参加を致しまして、北竜町に行きたいという人が居ましても、住むところがないと言うことでそこが弱みとなっていたのですけれども今後は、そういった住宅を整備することによりまして安心して北竜町において新規就農していただけることが可能となりまして更に積極的な誘致活動に繋がっていくものと思っております。

次に3点目と言うことで、今現在の新規就農希望者等の状況ということで4月から早速と言いましょるか3月中に夫婦でスイカの研修に来たいという方がおられまし、その他に2組の研修希望者がいる状況です。

また実習生につきましても今の所2名おりまして、こちらも4月に入りましたら、北竜町に来るとのことで、現在進めているところでございます。

最後に役場の令和3年事務分掌ということでお配りしております。

南局長が定年退職と言うことで、定年退職されるのですが、再任用と言うことでそのまま産業課の中のひまわりプロジェクト推進室と言うことで再任用として残ります。

南局長の後任に、総務課の川本補佐が新しい局長として異動になります。

私は、教育委員会に異動しまして、後任に南波課長が産業課長として就きます。

またひまわり油プロジェクト推進室を企画課で持っていたのですが、今度産業課で担当するとの事であります。

また、長谷補佐が総務課の課長補佐と言うことで異動になっておりますのでお知らせ致します。

以上で3月の農政報告と致します。

議 長

日程第4第 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議長

日程第5 議事参与の制限について 議案第6号で[ ]に議事参与の制限が掛かります。

議長

日程第6 報告第3号 農業者年金（旧制度・経営移譲年金）裁定請求の進達について。

事務局長

5ページをお開き下さい。  
報告第3号 農業者年金（旧制度・経営移譲年金）裁定請求の進達について。

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第24条の規定に基づき、別紙の者に係る経営移譲年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和3年3月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

経営移譲年金 番号 415

権利取得者 碧水 [ ] さん

生年月日 昭和31年3月19日

進達日 令和3年2月22日

年金加入期間 平成元年12月20日から平成14年1月1日

経営移譲完了に伴う裁定請求

経営移譲先 板谷 [ ]

経営移譲は、令和2年11月27日の総会において農地法第3条で使用貸借をして許可されております。

以上で、報告を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【質問無し】

議長

日程第7 報告第4号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。  
報告第4号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基本法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求を進達したので報告する。

令和3年3月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 132

氏名

生年月日 昭和31年2月21日

進達日 令和3年2月24日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成28年2月24日

満65歳到達による裁定請求です。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第8 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

9ページをご覧ください。

報告第5号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和3年3月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

10ページをご覧ください。

番号 40

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日から平成28年2月20日まで

基準日経営面積 456,114 m<sup>2</sup>

自留地 なし

後継者への移譲で 令和元年12月の農業委員会で移譲を息子の  
(現在35歳)に移転しています。

基準日面積と権利移転面積に 1,079 m<sup>2</sup>の差がありますが、父親の藤井二郎さんのほか、母親の [REDACTED] から畑の贈与を受けている為です。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

なお、議事参与制限が、番号 3-売-10で [REDACTED] にかかりますので宜しくお願いします。

関連がありますので [REDACTED] 案件を一括で説明願います。

事務局長

11ページをご覧下さい。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年3月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

12ページをご覧下さい。

番号 3-贈-1

所有権の移転を受ける者 [REDACTED]

所有権の移転する者 [REDACTED]

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

土地の所在は、西川32番地4です。

田が1筆で面積 231 m<sup>2</sup>です。

資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

13ページをご覧下さい

番号 3-贈-2

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

土地の所在は、西川8番地2です。

田が1筆で面積 99 m<sup>2</sup>です。

資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

14ページをご覧下さい

番号 3-売-4

所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社

理事長 竹林 孝

所有権の移転する者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

対価の支払期限は、令和3年4月28日です。

売買価格

田 a× 円/10a で 円

a× 円/10a で 円

畑 a× 円/10a で 円

土地の所在は、西川2番地4外34筆

田 34筆 86,021.03 m<sup>2</sup>

畑 1筆 770 m<sup>2</sup>です。

合計 35筆 面積 86,791.03 m<sup>2</sup>です。

資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

16ページをご覧下さい

番号 3-売-5

所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社

理事長 竹林 孝

所有権の移転する者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

対価の支払期限は、令和3年4月28日です。

売買価格

田 a×220,000 円/10a で 円

a×180,000 円/10a で 2,448,000 円

土地の所在は、西川2番地5外4筆

田 5筆 37,966 m<sup>2</sup>

資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

17ページをご覧ください

番号 3-売-6

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

対価の支払期限は、令和3年4月28日です。

売買価格

田 a× 円/10a です。

土地の所在は、西川91番地4 外6筆

田 7筆 56,930 m<sup>2</sup>

資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

18ページをご覧ください

番号 3-売-7

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

対価の支払期限は、令和3年4月28日です。

売買価格

田 a× 円/10a です。

土地の所在は、西川13番地2 田1筆です。

面積 11,505 m<sup>2</sup>です。

資料の8ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

19ページをご覧ください

番号 3-売-8

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

対価の支払期限は、令和3年4月28日です。

売買価格

田 a× 円/10a です。

土地の所在は、西川32番地6 田1筆です。

面積 3,414 m<sup>2</sup>



資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長 3-贈-1 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-贈-1 について承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 番号 3-贈-1 について承認いたします。  
次に、3-贈-2 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-贈-2 について承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 番号 3-贈-2 について承認いたします。  
続きまして3-売-4 についてご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-4 について承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議 長

番号 3-売-4について承認いたします。  
次に、3-売-5についてご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-5について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-5について承認いたします。  
続きまして3-売-6についてご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-6について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-6について承認いたします。  
続きまして3-売-7についてご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-7について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-7について承認いたします。  
続きまして3-売-8についてご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-8について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-8について承認いたします。

議 長

番号 3-売-9について説明願います。

事務局長

20ページをご覧下さい  
番号 3-売-9  
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]  
所有権の移転する者 [REDACTED]  
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和3年3月22日です。  
対価の支払期限は、令和3年4月28日です。  
売買価格 [REDACTED]  
田 301a×30,000円/10aです。  
土地の所在は、三谷133-1外13筆  
田10筆 面積 38,973㎡  
畑4筆 面積 2,675㎡  
合 計 14筆 面積41,648㎡です。  
資料の10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-9について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-9について承認いたします。

議 長

次に、番号 3-売-10について、議事参与の制限が善岡代理にかかりますので宜しくお願いします。それでは、説明願います。

事務局長

21ページをご覧下さい。

番号 3-売-10

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年3月22日です。

対価の支払期限は、令和3年4月28日です。

売買価格

田 20a×100,000円/10aです。

土地の所在は、竜西43番地2

田1筆 面積 2,151㎡です。

資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-10について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-10について承認いたします。  
善岡代理の議事参与の制限を解きます。

議 長

以上で第3回農業委員会総会終了致します。

議 長

---

5 番委員

---

6 番委員

---